

焼却灰溶融施設損害賠償等請求控訴事件に係る委任弁護士との成功報酬額の協議方針について

標題訴訟の和解が成立した場合に委任弁護士らに支払う成功報酬の額について、次のとおり、委任弁護士らと協議したいと考えておりますのでお諮りします。

1 方針設定の趣旨について（総論）

本件事件に係る弁護士法人及び弁護士との委任契約書には、成功報酬の額については「協議」により定めるとのみ規定し、算定基準等についての事前の合意はない。

そこで、今後早急に報酬の確定に向けた協議を行う必要があるが、本市としては、合理的な根拠に基づく一定の目安を設定したうえで、でき得る限り低い額で協議が調うよう交渉を進めていきたいと考えている。

2 本件において目安となる額

弁護士報酬を定めるために用いられる標準的な基準（(旧)日本弁護士連合会報酬等基準）を用いて、和解により本市が得ることとなる経済的利益に基づき成功報酬を計算^{*1}すると、約13億6000万円^{*2}となる。

*1 当該基準では、事件の経済的利益が3億円を超える場合の成功報酬は、当該利益の4%+738万円とされている。本件において本市が得る経済的利益は、和解により支払われる153億8068万2685円と、住友重工からの請負残代金の請求が認められなかったことによる13億9863万7000円を合計した167億7931万9685円となることから、167億7931万9685円×0.04+738万円=6億7855万2787円となる。

*2 本件訴訟は、弁護士法人大江橋法律事務所と中井崇弁護士に事件を委任していることから、それぞれに対して当該基準が適用され、約6億8000万円×2となる。

3 上記2の額から減額を求めるための理由付け

一方で、本件のように、契約書上に具体的な定めがない場合の報酬額の考え方について、裁判例は、「事件の難易、訴額及び労力の程度、依頼者との平生からの関係、所属弁護士会の報酬規程その他諸般の状況を総合考慮して」相当な額を決めることとしている。

この点、本件では、以下のような事情が考慮されるべきであるといえることから、上記2の額より相当程度減額されるべきであると考えられる。

- ・ 訴額が極端に高額であること。
- ・ 委任契約締結日（平成28年6月8日）から和解までに経過した期間は1年7箇月程度であり、特別視するほど長期にわたるものではないこと。
- ・ 控訴審から担当した大江橋法律事務所においては、第1審の委任弁護士らが費やした労力を援用できた部分もあること。
- ・ 訴訟の追行に要する事務作業については、弁護士らに任せ切りにするのではなく、本市職員も相当程度に分担していたこと。
- ・ 弁護士法人及び弁護士に対し既に支払った「着手金」についても、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準に基づき算定してはならず、「成功報酬」についても、当該基準よりも低額とすることについては、これまでの協議の経過を踏まえると、弁護士側も想定していると考えられること。

これらのことを総合的に勘案して、委任弁護士らへの成功報酬としては、でき得る限り低い額となるよう協議したいと考えている。

※ 中井弁護士は、第1審から引き続き委任しているため、大江橋法律事務所所属の弁護士の「2名」分として計算する。「成功報酬」は訴訟が終結した時点で、請求が認められた程度に応じて支払うものであるため、第1審判決が出された時点では、全く支払っていない。これにより、大江橋（「6名」）分との比較で、3分の1の額とする。

以 上